

財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果(論点シート)

整理番号	国際地域別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答	対面協議	内閣府記載欄
												[A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 自治体が検討]								
担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等	内閣府コメント		内閣府整理										
93	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	関連中小企業の効率的な生産・供給体制構築事業	川崎岐阜協同組合グループにおいて整備中の表面処理等の共同利用設備を活用し、航空機部品製造に係る中小企業の効率的な生産・供給体制を構築するため不可欠となる材料供給工場をテクノプラザ内に整備する。	川崎岐阜協同組合及び組合員で構成されるプロジェクトチーム	経済産業省	対内直接投資等促進地域経済活性化事業(企業立地促進基盤整備事業)	拡充	事業協同組合自体が事業主体になる場合など事業の多様化に対応するとともに、中小企業の競争力の強化を図るため、補助事業に「工場、事業所」を追加し、補助率のかさ上げを図る。	1回目	経済産業省産業施設課	C	本補助制度は、地域による新規企業の立地促進の基盤形成を支援することで産業集積の促進と地域経済活性化を図ることを目的とするものであり、地域の新規創業者や新分野に進出を考慮する中小企業等に低廉な賃料等で広く利用してもらうための共用施設(工場、貸事業場)等の整備事業を補助対象としている。補助対象「工場」事業所を加えることは、特定の企業又は特定の企業グループが補助対象施設等を独占的に利用することになるため、「基盤形成」という本補助金の目的に合致しないことから認めるとは困難(なお、例えば事業協同組合が整備した貸工場・貸事業場について、独占的とならない範囲において組合の所属企業に利用させることは可能。)。また、本補助制度は自治体で作成した企業立地促進法の基本計画に基づき地域が主体的に取り組む事業に対する支援のため、事業実施主体に一定の負担を求める必要があり、また、被災地向けや中小企業向けといった他の補助制度とのバランスも踏まれば、補助率のかさ上げ(10/10)は困難。	高度な製造技術や品質保証能力が求められる航空宇宙産業において、中小企業が一体となった材料調達から部品加工・組立・検査までの「一貫生産体制」を構築することにより、より効率的な生産、部品供給が期待され、それによるコスト削減、納期短縮などの結果として、他分野への生産拡大、他産業からの新規参入など、この産業の国際競争力の強化に資することとなる。また、事業協同組合へ参画する一定の技術レベルを有する中小企業が一地域に集積し、共同した「一貫生産体制」を確立することは、本補助制度の目的を達成するために、より効果的である。このような理由から、組合員企業の使用しない期間に、他事業者へ工場等を貸し出すことを妨げるものではないこととしたうえで、航空宇宙産業の事業協同組合企業が優先的に利用することについて許容願いたい。		経済産業省より、補助率のかさ上げについては、他の補助制度とのバランスを考慮すると対応できない、と回答されているところであるが、指定自治体より、航空宇宙産業の特殊性(初期投資に多額の費用が必要、長期的なパンで採算性を検討することが必要)を考慮し再検討するよう要請があったため、経済産業省において対応の可否や条件・代替案について、引き続き検討を行うこと。	IV		
94	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	人材育成・確保推進事業	航空機関連企業において若手労働者への技能継承でも重要な役割を果たすベテラン労働者(高齢者)の継続的な雇用を図る。	航空機関連企業(雇用主)	厚生労働省	高齢者雇用継続給付金	拡充	現在、定年延長や再雇用制度により、高齢者を継続雇用している場合、その労働者は「高齢者雇用継続給付金」を受給できるが、雇用される企業から支払われる賃金が満60歳到達前の75%以下でなければ給付金は支給されず、また、当該給付金を満額受給するためには、継続雇用時の賃金が満60歳到達前賃金の81%以下に低下していることが要件となる。この要件を以下のとおり廃止、緩和することを要する。 ①現在の「高齢者雇用継続給付金」制度における支給要件である、「継続雇用される企業から支払われる賃金が満60歳到達前の75%以下でなければならない」という要件を廃止、継続雇用する企業が満60歳到達時賃金の75%以上を支給する場合にも給付金が支給できるようにする。 ②「60歳到達時の賃金月額が448,200円を超える場合は60歳到達時の賃金月額を448,200円とする」という要件を廃止する。 ③「賃金+給付金の合計が341,542円を超える場合、給付金は(341,542円-支給対象月の賃金)円」という要件を「賃金+給付金の合計が60歳到達時の賃金月額を超える場合、給付金は(60歳到達時の賃金月額-支給対象月の賃金)円」に緩和する。	高齢者雇用継続給付金は、全国の労働者及び使用者の方々から一律に頂いた保険料を原資として、全国一律の給付水準で運営している。ご提案のように、特定の地域に偏重して高齢者雇用継続給付を上乗せ支給すると、保険事故以外の事由により給付内容に差が生じ、不公平な制度となるため、その他の地域で保険料を負担している人々の理解が得られず、実現は困難である。 なお、高齢者雇用継続給付の支給要件については、雇用保険料を負担する労使の代表による議論を経て適切とされた水準に設定しているものである。		航空機産業は、今後高い成長の見込まれる産業であり、特に航空機の開発サイクルが長いことから、人材育成のための指導者を確保することも課題である。そのため高齢者を最大限活用することが必要であり、航空機産業の特殊性を御理解いただきたい。今年度は、事業者において現行の制度を活用することとするが、今後更なる制度拡充について検討・協議したいと考える。	厚生労働省より、補助金の趣旨から共用施設(工場、貸事業所)を航空宇宙産業の事業協同組合企業に優先的に利用させることは困難、また、他の補助制度とのバランスを考慮し補助率のかさ上げは困難、と回答されているが、指定自治体はこれら2点(事業協同組合企業優先的利用、補助率かさ上げ)について、引き続き協議を要望している。しかし、協議を継続するにには、経済産業省、指定自治体それぞれが主張する内容、根拠等を整理、検証する必要がある、と回答されている。今後の協議の中で結論を得ることには時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。	IV					
95	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	人材育成・確保推進事業	高度な技能や特殊工程についての知識・技能を持つ航空機関連の生産職人材の育成・雇用を図る。	航空機関連企業(雇用主)	厚生労働省	キャリア形成促進助成金 キャリアアップ助成金	拡充	航空機産業は、他業種と比較して、工程が多くかつスキルレベルが高度であるが、少量多品種生産のため生産現場では手作業が多く、多数の生産職が必要となる。しかし、高度な技能や特殊工程についての知識・技能を持つ生産職の採用は、日本を代表する航空機メーカーにおいても容易ではなく、人材の確保・育成に慢性的に苦慮しているのが現状である。そうした中、今後、ボーイング787の増産が見込まれるなど、生産職の確保について、さらに懸念される状況にあることから、生産職人材の育成・雇用に対する支援を行う必要がある。 このため、正規労働者対象の「キャリア形成促進助成金」について、対象事業主に大企業を追加するとともに、非正規労働者対象の「キャリアアップ助成金」について、大企業の助成単価を中小企業と同じ額に引き上げる。	【キャリア形成促進助成金】 キャリア形成促進助成金は、本年3月から政策課題対応型訓練の成長分野等人材育成コース等の一部のメニューで大企業も助成対象とする制度改正を行ったところである。 【キャリアアップ助成金(人材育成コース)】 キャリアアップ助成金(人材育成コース)については、企業規模が小さくなるほど非正規雇用労働者の訓練の実施割合が低くなる傾向があることから、中小企業の助成率をより手厚くしているものである。 また、平成26年3月に助成額の上限を引き上げる見直しを行ったところであり、この改正により、従前までの大企業に対する経費助成上限額(15万円)が20万円(従前までの中小企業に対する経費助成上限額と同額)となった。		航空機製造は人材不足が大きく懸念されており、人材の確保と、安全性に関わる航空機の製造を支える人材の育成のため、これらに係る助成は重要と考える。今年度は、キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金(人材育成コース)ともに、改正後の制度を活用することとするが、今後更なる制度拡充について検討・協議したいと考える。	厚生労働省より、助成金の一部メニューにて大企業も助成対象とする制度改正を行ったところであり現行制度で対応可能、と見解を示されているところであるが、指定自治体より、航空機産業における人材不足を懸念して更なる制度拡充の要請があった。今後、指定自治体および厚生労働省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	IV					